

令和4年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修  
テーマ別研修【生活困窮者支援における子どもと家族への支援】

## ヤングケアラーとその家族の支援

講師：森田久美子（立正大学/日本ケアラー連盟）

# 本日の内容

---

ヤングケアラーとは

---

ヤングケアラーの実態

---

相談支援の支援

---

学校等関連機関との連携による支援

---

自立相談支援機関に求められること

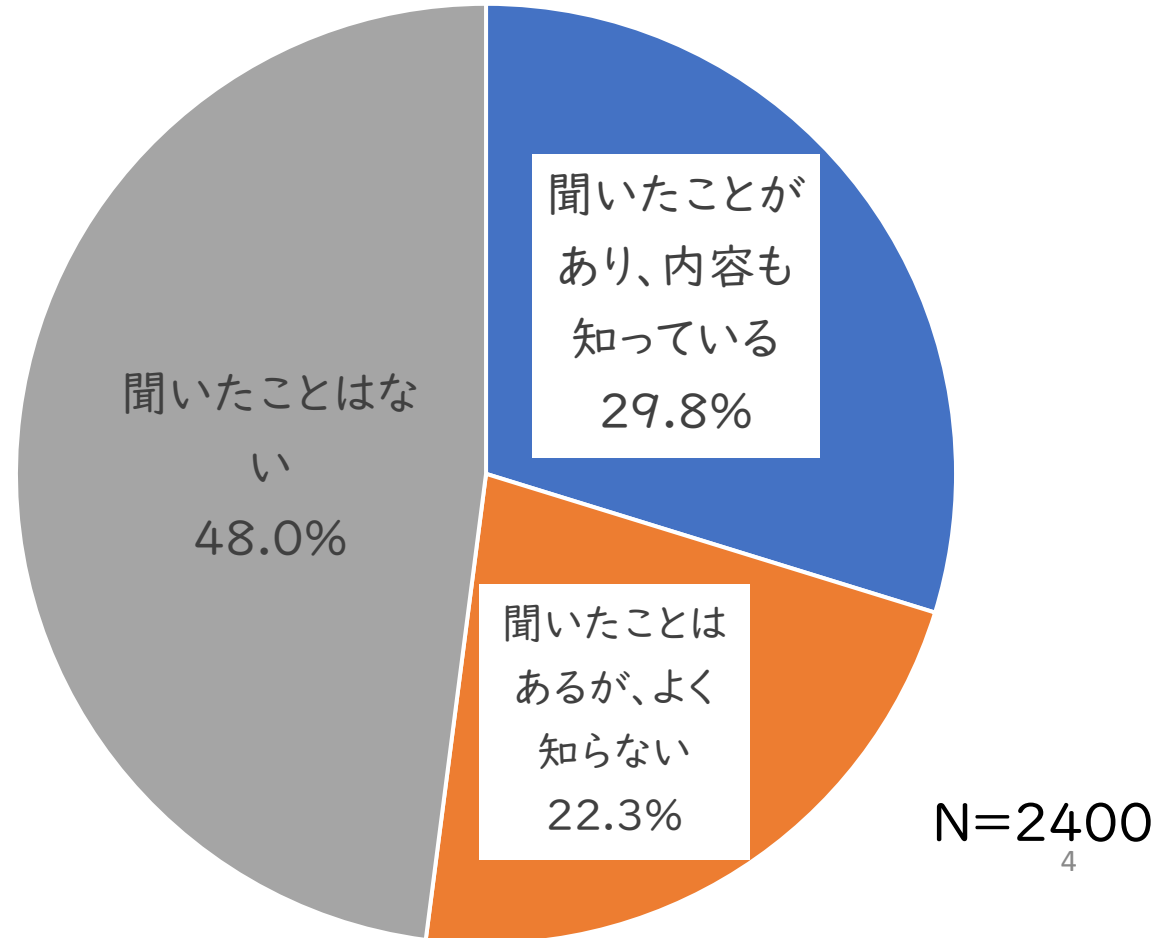
---

ヤングケアラーとは

# 国民の「ヤングケアラー」についての認知度

「聞いたことがあり、内容も知っている」が29.8%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が22.3%、「聞いたことはない」が48.0%

図表「ヤングケアラー」についての認知度



# ヤングケアラーとは

## ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと



## 若者ケアラー

18歳～おおむね30歳代までのケアラーを想定しています。ケアの内容は子どもケアラーと同様ですが、ケア責任がより重くなることもあります。若者ケアラーには、ヤングケアラーがケアを継続している場合と、18歳を越えてからケアがはじまる場合とがあります

# ヤングケアラーはこんな子どもたち



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

# 子どもがしているケアの内容

家事：  
料理、掃除、洗濯等

家庭の管理：  
買い物、  
お金の管理等

請求書の支払い、  
病院への付添いや通訳等

看護的な世話：  
服薬管理、  
たんの吸引等

感情面の支援：  
精神状態の見守り、  
うつ時の励まし等

身体介助：  
入浴やトイレの  
介助、清拭等

子どもの世話：  
幼いきょうだいの  
世話、送迎

その他

# 大人が担うようなケア責任

## 不適切な 内容

ケアの責任や負担が重く、子供がするには不適切な内容である場合

例: 重い成人の身体を持上げを伴うケア  
希死念慮のある人への感情面の支援など

## 不適切な 量

比較的軽い責任のケア作業であるが、それらを長時間、継続的に行っている場合



支援がない場合、子どもの心身や発達に悪影響を及ぼす危険性が高い



# ヤングケアラーは表面化しにくい

---

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。

# ヤングケアラーが表面化しにくい理由

家族規範  
(家族のことは  
家族でなど)

家族への忠誠心  
(家族が責めら  
れないかなど)

社会サービス等  
への恐れ

スティグマや  
いじめへの恐れ

日常になってお  
り、自覚がない

限られた支援  
ネットワーク

法的支援の狭間  
に置かれている

支援者の先入観  
(ケアをしている  
のは大人、  
キーパーソン)

# NHK首都圏ナビWebレポート

## 「必要なのは気付いてくれる目と第三者の積極的な介入」

神奈川県 20代 女性（2021年9月19日）

私は幼稚園の頃に父が交通事故に遭い後遺症で働けなくなり、母もうつ病で入退院を繰り返していました。私が中学生の頃に父は亡くなって母子家庭となり、それからはうつ病の母が繰り返す自殺行為を止めるために1日中付きっきり、学校を休んで家事をしたり精神科への通院に付き添ったりしていました。もちろん自分のことは頭にありません。

そんな日常が当たり前、相談できるような大人や友人はいませんし、相談するようなことではないと考えていました。何とか高校までは卒業しましたが、それからはアルバイトをしながら家事や介護をする毎日です。そんな生活を続けているうちにいつの間にか私自身の心と体がボロボロになっていました。その頃には成人していて、もう気にかけてくれる人も助けてくれる人もいない大人になっていました。

母が精神科へ通院していたために、たまたま役所のケースワーカーという方々に相談することができ、今はなんとか生きていられますが、それでもこの先は不安しかありません。私は小学生の頃からいわゆるヤングケアラーでしたが、あの時代そんな言葉はありませんでしたし、助けてくれる大人もいませんでした。

ヤングケアラーにとって必要なのは、気付いてくれる目と第三者の積極的な介入です。教師でも近所の人でも通りすがりの他人でも誰でもいいのです。どうか助けてください。見て声をかけて話を聞いて気付いて下さい。子どもを守るのは大人ではなく、社会全体であるべきです。私のように成人してから知っても、もう何もかもが遅すぎます。失ったものは取り戻せませんし、補填もできません。これ以上、弱く小さい者から未来と希望を奪わないでほしいと強く望みます。

(家族の介護のために犠牲にしたこと、人生への影響は)

小学生の3年弱、中学生で1年、学校を休んで母の介護をしていたために希望する高校へは出席日数が足らず、自宅からバスと電車を乗り継いで1時間かかる県立全日制単位制の高校へ通っていました。毎朝5時前に起きて支度をして登校し、放課後は食事の買い物や母を見守るために授業が終わるとすぐに帰っていました。家では勉強をする時間がないので授業中に覚えて、休み時間を使って復習や宿題を済ませていました。同級生や周りの子たちは部活動をしたり寄り道をしたり、会話の中でも家庭の差があり理解ができないこともしばしばありました。

親が家事をして、仕事をして、自分の自由に使えるお金と時間があることが当たり前の子たちをずっと別世界の住人として遠くから眺めていました。母の介護をしながらの進学は無理、もとより進学するお金もなく、かと言って母を長時間一人にするのは危険なので就職もできず、結局短時間のアルバイトをするしかありませんでした。

# ケアを必要とする人の増加

## 高齢化率の上昇

- ・ 2020年:28.7% 80歳以上9.2%  
(2040年:3900万人 35.3%)
- ・ 平均寿命(健康寿命)

2019年:女性87.5(74.8)歳、男性81.4(72.1)歳

(厚生労働省2020)

## 高齢者人口の増加

- ・ 要介護(支援)認定率の上昇や 認定者数の増加
- ・ 認知症の人の増加  
(2025年に65歳以上人口の 5人に1人)

## 障害者の増加傾向

- ・ (人口の約7.6%)

(厚生労働省2017)

# 子どもがケアをする社会的背景

## 世帯規模の縮小化

- ・ 平均世帯人員数 1953年:5.00人→2019年:2.39人  
(2040年:2.08人)
- ・ 世帯人員数が1人または2人の世帯の割合が増加

(厚生労働省2020)

## 共働き世帯の増加

- ・ 専業主婦世帯 566万世帯  
共働き世帯:1247万世帯(2021年)
- ・ 1980年に比べ、専業主婦世帯は半減

(労働政策研究・研修機構2022)

## 家族のケアのために使える時間の減少

- ・ 6歳未満のいる夫婦と子供から成る世帯の家事関連時間(2021年)  
共働き世帯:夫115分、妻393分  
専業主婦世帯:夫107分、妻564分

(総務省2022)

# ヤングケアラーの実態



# ヤングケアラー実態調査

本日取り上げる国・埼玉県関連の調査

# 厚生労働省のヤングケアラー実態調査 (中高生調査)の概要

**目的** 教育現場や要対協等において「ヤングケアラー」と思われる子どもを早期発見し、対応できる仕組みづくりの検討を行うための資料とする

**調査方法** 学校を通じて、生徒本人へ調査回答フォームのQRコード等を記載した調査概要を配布。Web上で回答、回収

- ①全国から層化無作為抽出した公立1000校の**中学2年生**対象
- ②全国から層化無作為抽出した**公立全日制学校**350校の**高校2年生**対象
- ③④都道府県で各1校抽出した公立定時制・通信制高校の2年生相当の生徒対象

**実施時期** 令和2年12月～令和3年1月

**回収状況** ①中学2年生 5,558人 ②全日制高校2年生 7,407人  
③定時制高校2年生相当 366人 ④通信制高校生 446人

# 厚生労働省のヤングケアラー実態調査 (小学生・大学生調査)の概要

目的	昨年度の中高生調査と比較可能な形で、それら年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態を明らかにする
調査方法	①全国から層化無作為抽出した350校宛に調査票を郵送し校内で <b>小学6年生の児童(約24,500人)</b> に配布、児童は原則自宅に持ち帰り回答のうえ郵送にて返送 ②対象の大学を通じて、学生本人向けに、調査回答フォームのQRコード、URLを記載した調査概要をメール等にて送付。Web上で回答、回収を実施。
実施時期	①令和4年1月 ②令和3年12月16日～令和4年1月14日
回収状況	①小学6年生 9,759人 ②大学3年生 9,679人

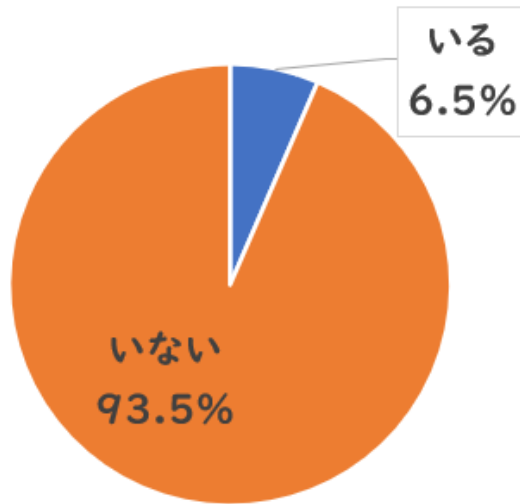
ヤングケアラーは  
どれくらいいるか

# ヤングケアラーの割合

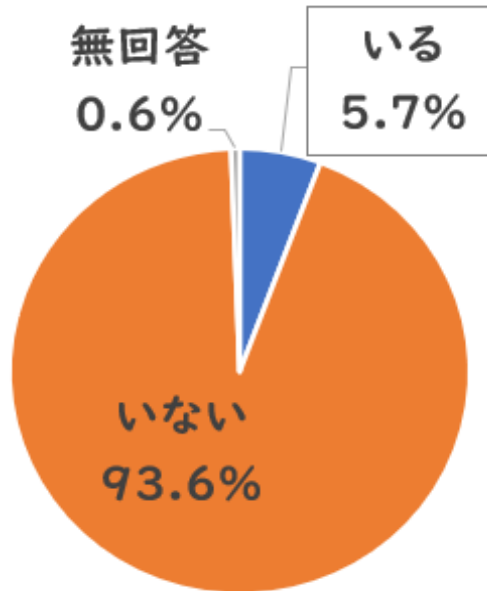
世話をしている家族が「いる」と答えた人の割合は、  
小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%

図表 世話をしている家族が「いる」と答えた人の割合

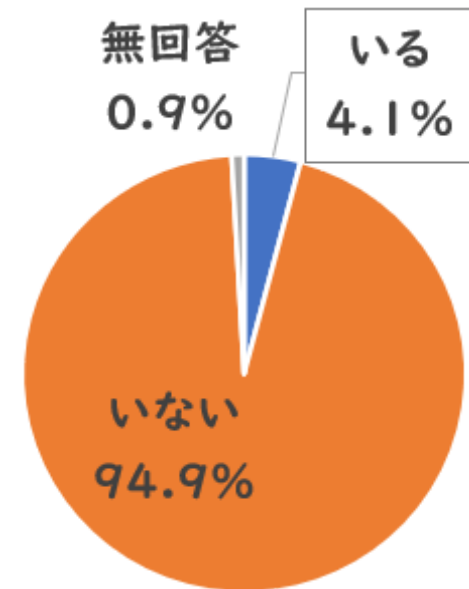
【小学6年生】



【中学2年生】



【全日制高校2年生】

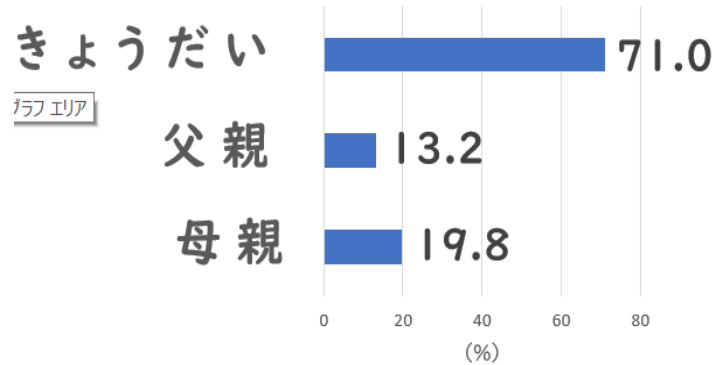


# ケアをしている相手

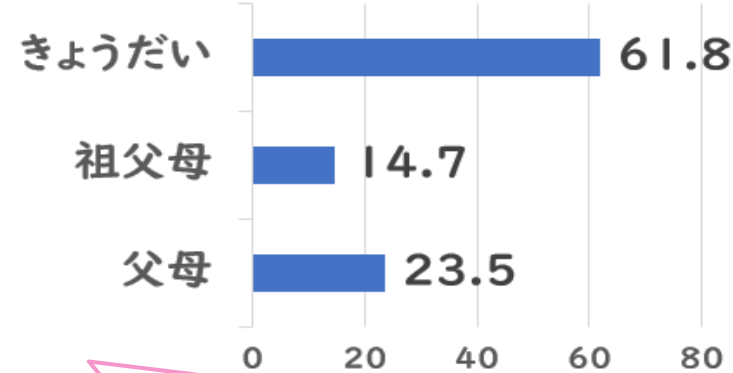
世話をしている家族の続柄は、いずれの学校種でも、「きょうだい」が最も高く、小学6年生で71.0%、中学2年生で61.8%、全日制高校2年生で44.3%

図表 世話をしている家族の続柄及び状態（複数回答）

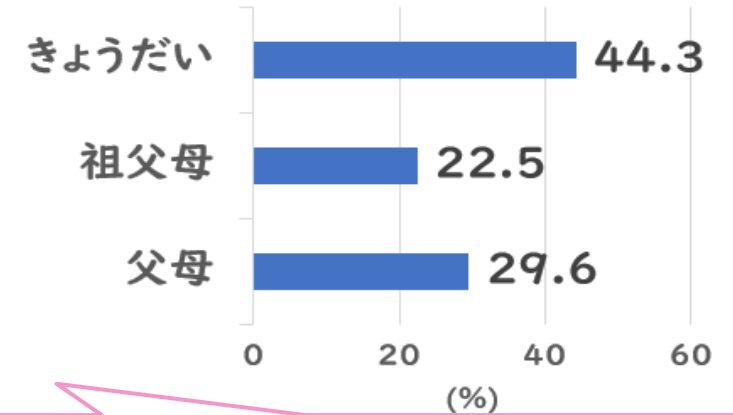
## 【小学6年生】



## 【中学2年生】



## 【全日制高校2年生】



- ・父母の状態  
「わからない」33.3%、「日本語を第一言語としない」10.9%
- ・祖父母の状態  
「高齢(65歳以上)」63.0%、「要介護」21.0%、「認知症」19.8%
- ・きょうだいの場合  
「若い」73.9%、「わからない」8.5%

- ・父母の状態  
「身体障がい」20.0%、「精神疾患、依存症(疑い含む)」17.3%
- ・祖父母の状態  
「高齢(65歳以上)」80.9%、「要介護」27.7%、「認知症」19.1%
- ・きょうだいの場合  
「若い」73.1%、「知的障がい」14.7%

- ・父母の状態  
「身体障がい」15.4%、「精神疾患、依存症(疑い含む)」14.3%
- ・祖父母の状態  
「高齢(65歳以上)」76.8%、「要介護」33.3%、「認知症」23.2%
- ・きょうだいの場合  
「若い」70.6%、「知的障がい」8.1%

# ヤングケアラーの自覚

「あてはまる」と答えた人の割合は、いずれの学校種でも、世話をしている家族が「いる」と答えた人の割合の1/2前後以下

図表 自分はヤングケアラーにあてはまるかどうか

%

	調査数	あてはまる	あてはまら ない	わからない	無回答
中学2年生	5,558	1.8	85.0	12.5	0.7
全日制高校2年生	7,407	2.3	80.5	16.3	0.8

# ヤングケアラーがしている ケアの状況



# 子どもがしているケアの量

---

家族の世話をする頻度は、

小学6年生で、**ほぼ毎日**が52.9%、週に3~5日16.0%

中学2年生で、**ほぼ毎日**が45.1%、週に3~5日17.9%

全日制高校2年生で、**ほぼ毎日**が47.6%、

週に3~5日16.9%

---

# ヤングケアラーがしているケアの量

---

平日1日あたりに、**家族の世話に費やす時間**の平均は、

小学6年生で、**2.9時間**

中学2年生で、**4.0時間**

全日制高校2年生で、**3.8時間**

---

# 子どもがしているケアの量

---

平日1日あたりに家族の世話に費やす時間は、

小学6年生：1時間未満 7.4%、1～2時間未満 27.4%

2～3時間未満 17.6%、7時間以上 7.1%

中学2年生：3時間未満 42.0%、3～7時間未満 21.9%

7時間以上 11.6%

全日制高校2年生：3時間未満 35.8%、3～7時間未満 24.4%

7時間以上 10.7%

# ケアを一緒にしている人

いずれの学校種でも「**母親**」が最も高く、次いで「**父親**」または「**姉や兄**」「**妹や弟**」。「福祉サービスの人（ヘルパーなど）を利用」は1割前後以下、「**自分のみ**」は1割前後

図表 世話を一緒にしている人

複数回答 %

	調査数	母親	父親	祖母	祖父	姉や兄	妹や弟	親戚	福祉サービスの人 (ヘルパーなど)	近所の人	自分のみ	その他	無回答
小学6年生	631	<b>62.4</b>	47.1	11.6	5.4	36.0		3.2	2.4		10.6	0.5	11.1
中学2年生	319	<b>58.3</b>	35.7	16.0	6.9	35.7		5.0	6.3		9.1	1.9	14.1
全日制高校2年生	307	<b>52.1</b>	28.3	11.4	6.9	35.7		7.2	6.3		11.4	1.3	16.3

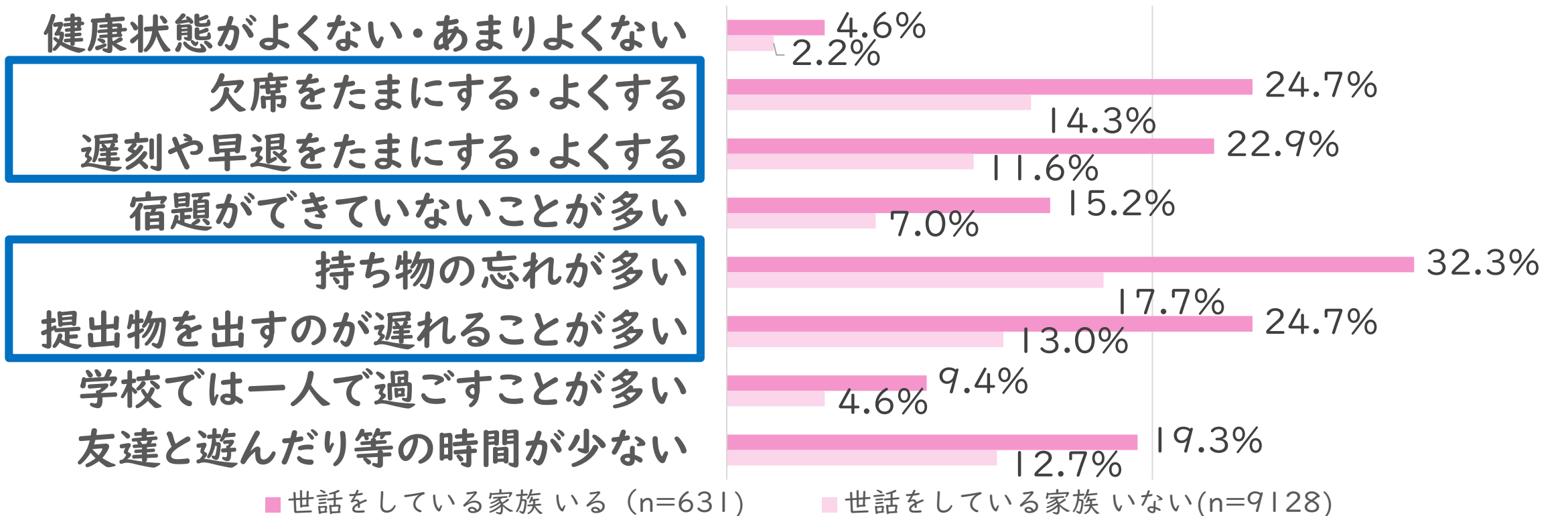
(日本総研2022、三菱リサーチ&コンサルティング2021より森田が作成)

# ヤングケアラーが直面する課題

# 世話の有無による学校生活の状況の比較（小学生）

全国では、世話をしている家族が「いる」場合、「いない」場合に比べ、すべての項目で回答率が高くなっている。特に、「健康状態がよくない・あまりよくない」「宿題ができていないことが多い」「学校では一人で過ごすことが多い」では2倍以上高くなっている

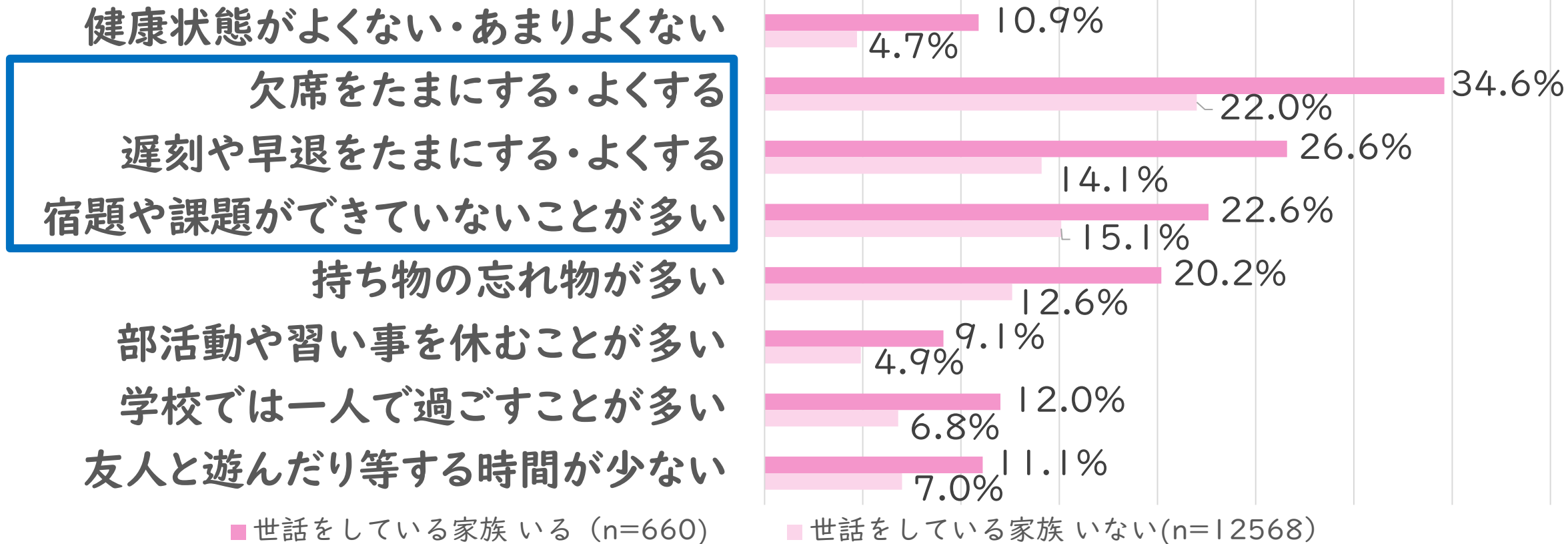
図表 世話をしている家族の有無×健康状態、通学状況、ふだんの学校生活等であてはまること（複数回答）



# 世話の有無による学校生活の状況の比較（中高生）

全国では、世話をしている家族が「いる」場合、「いない」場合に比べ、すべての項目で回答率が高くなっている。特に、「健康状態がよくない・あまりよくない」は 2倍以上となっている

図表 世話をしている家族の有無×健康状態、通学状況、普段の学校生活等であてはまること（複数回答）



# 子どもが感じている影響

いずれの学校種でも、「特にない」が最も高く、その他では、「自分の時間が取れない」が高い

図表 世話をしていることで、やりたいけれどできていないこと、学校生活への影響

複数回答 %

	調査数	1	2	3	4	5
小学6年生	631	特にない (63.9)	自分の時間が 取れない (15.1)	友人と 遊べない (10.1)	宿題や勉強の 時間がとれない (7.8)	睡眠が十分に とれない (6.7)
中学2年生	319	特にない (58.0)	自分の時間が 取れない (20.1)	宿題や勉強の 時間がとれない (16.0)	睡眠が十分に とれない (8.5)	友人と 遊べない (8.5)
全日制 高校2年生	307	特にない (52.1)	自分の時間が 取れない (16.6)	宿題や勉強の 時間がとれない (13.0)	友人と 遊べない (11.4)	睡眠が十分に とれない (11.1)



# ケアについて相談した経験

「ない」と答えた人の割合は、全国では、いずれの学校種でも、約7割

図表 世話について相談した経験の有無

%

	調査数	ある	ない	無回答
小学6年生	631	17.3	76.1	6.7
中学2年生	319	21.6	67.7	10.7
全日制高校2年生	307	23.5	64.2	12.4

# ケアについて相談した相手

全国では、いずれの学校種でも、「家族（父、母、祖父、祖母、きょうだい）」が最も高く、7~8割、次に「友人」

図表 世話について相談した相手

複数回答 %

	調査数	家族	親戚	友人	学校の先生	保健室の先生	ScやSsw	役所の人	近所の人
小学6年生	109	78.9	10.1	40.4	13.8	5.5	3.7	-	1.8
中学2年生	69	69.6	8.7	40.6	13.0	4.3	7.2	0.0	1.4
全日制 高校2年生	72	69.4	8.3	47.2	18.1	4.2	8.3	1.4	1.4

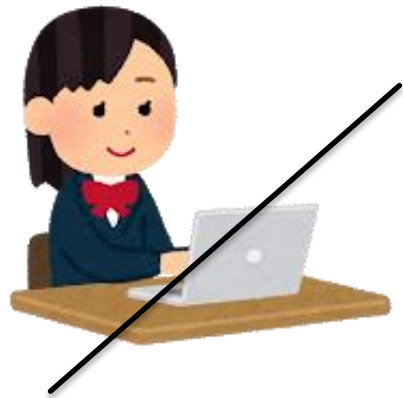
# 相談支援の視点

# ヤングケアラーが直面する問題

娯楽や教育  
の機会  
を逃す



孤立や孤独  
に悩む



疲労や  
ストレス  
を抱える



大人になる  
準備の機会  
を逃す

# 子どもの権利とヤングケアラー

子どもの権利条約は、1989年の国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准。



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

## ヤングケアラーに関連する権利

第2条 差別の禁止

第12条 意見を表す権利

第17条 適切な情報の入手

第24条 健康・医療への権利

第27条 生活水準の確保

第28条 教育を受ける権利

第31条 休み・遊ぶ権利 など

# 早期発見・対応による権利回復・保障

---

子ども自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せていなかったりしている子どもも多くいる

---

そのような状況の子どもに対して、まわりの大人が**早く気づき対応**することで、例えケアをしながらであっても、**子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮**できるようにしていくことが求められる

# 多様な視点からのヤングケアラーの発見・把握

アウト  
リーチ

## 地域

家族の介助や  
付添をしている  
姿を見かける

毎日のように  
スーパーで買い  
物をしている

## 教育・保育

遅刻や早退  
が多い

保健室で過ごす  
ことが多い

幼いきょうだいの  
送迎をしている

## 福祉

学校に行って  
いるべき時間に  
学校以外で  
姿を見かける

家族の介助や  
付添をしている  
のをよくみかけ  
る

## 医療

家族の付き添い  
をしている姿を  
見かける

家族の介護・  
介助をしている  
姿を見かける

第三者が気づける  
子どもからのサイン

**0. 子ども本人の基本情報**

性別  男  女  その他 ( )  
 年齢 ( ) 歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日  
 最終更新日

ヤングケアラーとは  
 「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

**1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか** — 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

**①健康に生きる権利**

必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★  
 精神的な不安定さがある ★  
 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★

(その他の気になる点)

表情が乏しい  
 家族に関する不安や悩みを口にしている  
 将来に対する不安や悩みを口にしている  
 極端に痩せている、痩せてきた  
 極端に太っている、太ってきた  
 生活リズムが整っていない  
 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）  
 予防接種を受けていない  
 虫歯が多い

**②教育を受ける権利**

欠席が多い、不登校 ★  
 遅刻や早退が多い ★  
 保健室で過ごしていることが多い ★  
 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★

(その他の気になる点)

授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い  
 学力が低下している  
 宿題や持ち物の忘れ物が多い  
 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い  
 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない  
 お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってこることが多い  
 部活に入っていない、休みが多い  
 修学旅行や宿泊行事等を欠席する  
 校納金が遅れる。未払い  
 クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い  
 高校に在籍していない

**③子どもらしく過ごせる権利**

幼稚園や保育園に通園していない ★  
 生活のために（家庭の事情により）就職している ★  
 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★  
 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★  
 家族の付き添いをしてる姿を見かけることがある ★  
 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける ★

(その他の気になる点)

子どもだけの姿をよく見かける  
 年齢と比べて情緒的成熟度が高い  
 ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない

**2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認**

**①家族構成（同居している家族）**

母親  父親  
 祖母  祖父  
 きょうだい ( ) 人  その他 ( )

**②サポートが必要な家族の有無とその状況**

特にいない  
 高齢  幼いきょうだいが多い  
 障害がある  親が多忙  
 疾病がある  経済的に苦しい  
 精神疾患（疑い含む）がある  生活能力・養育力が低い  
 日本語が不自由  その他 ( )

**③子どもが行っている家族等へのサポートの内容**

特にしていない  
 身体的な介護  生活費の援助  
 情緒的な支援※  通院や外出時の同行  
 きょうだいの世話  金銭管理や事務手続き  
 家事  服薬管理・投与  
 通訳（日本語・手話）  その他 ( )

**3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認**

**①子どもがサポートしている相手**

母親  父親  
 祖母  祖父  
 きょうだい  家族全体  
 その他 ( )

**②子ども自身がサポートに費やしている時間**

1日 時間程度

**③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか**

いる → 誰か：  
 いない

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

**4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認**

**①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか**

認識している  
 認識していない

**②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか**

話せている → 誰に：  
 話せていない

**③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか**

いる → 誰か：  
 いない

**④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）**



# ケアラー・ヤングケアラーを支援するための考え方

## 支援の視点

「要介護者の家族介護力」としてのみ支援するのではなく、「ケアラー(介護者)の生活・人生の質の向上」に対しても支援する

## 家族全体への 関わり

要介護者と共に、**家族(ケアラー・介護者)も支援等の対象として関わる**必要性を認識する

## 多機関・専門職 の連携

**市町村・多機関・専門職等と連携を**図って、支援活動に取り組む

## ヤングケアラー支援の理念

---

ヤングケアラーが、  
ライフチャンスを平等に持ち、  
**潜在能力を最大限開花**  
できること

# 予防的支援

・ヤングケアラーの直面する困難の大きさや支援の必要度は、ケアを要する家族の状態等に応じ、**変動する**。

・困難や支援の必要度の小さいうちに支援を行い、困難が大きくなるのを予防する  
(**予防的支援**)

要  
保護

- ・「虐待」にあたる可能性のある子ども
- ・支援の緊急性が高い

要  
支援

- ・支援を必要としている子ども
- ・個別またはネットワークでの支援が必要

要  
配慮

- ・周囲に気づかれていないが、本人が苦痛を感じている可能性のある子ども
- ・時々声をかけたり、ネットワークでの見守りが必要

一般

悩みや課題はあるが大きくなく、成長とともに自ら解決や乗り越える方法を備え、自己有力感や肯定感を持っている状態。概念や相談先についての啓発が必要

# ヤングケアラーに必要な支援

---

健康的な  
生活

安全の確保

楽しみと  
達成

積極的な  
貢献

経済的安定

# 子どもの希望を踏まえたニーズアセスメント

---

子ども自身と問題やニーズ（必要としていること）を共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく（被虐待児への対応と異なる）

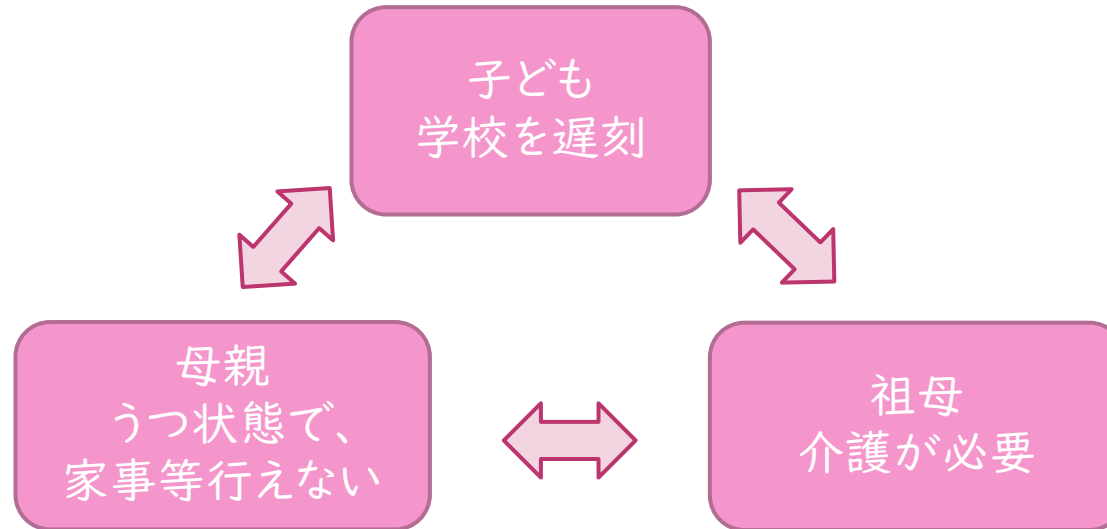
---

家族の状況や家族の中での子どもの役割や様子だけでなく、子どもの想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要

# 家族全体への関わり（支援）が必要な理由

- ・ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴がある

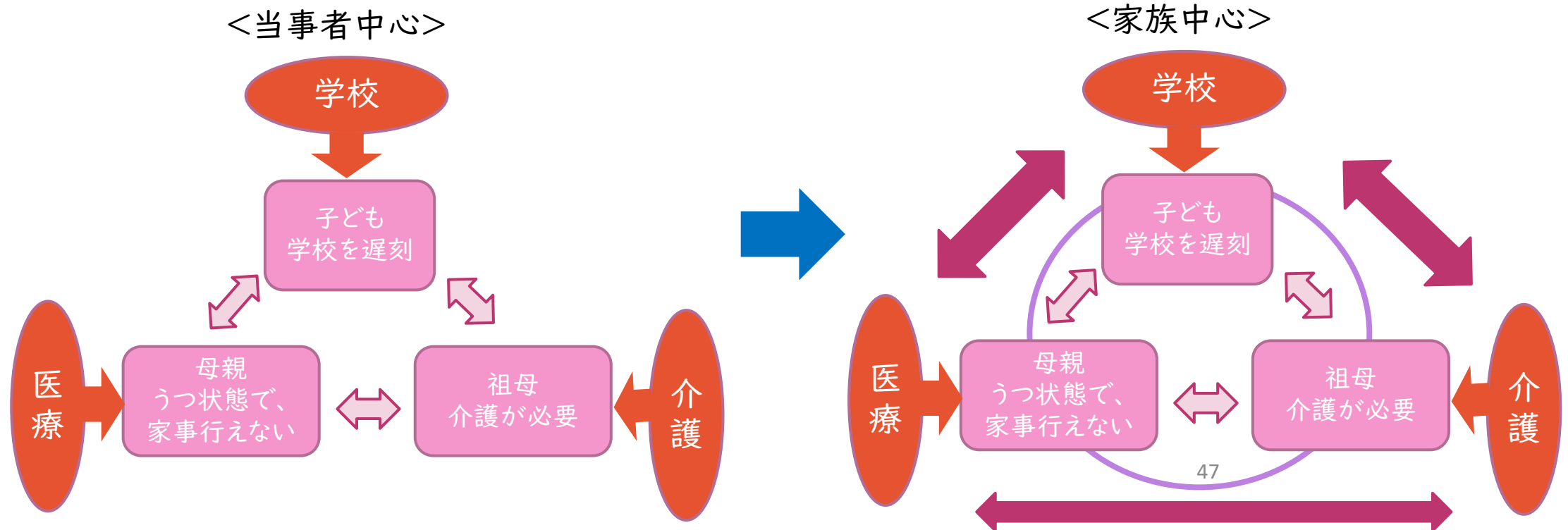
(例)



- ・そのため、家族の中の充足されていないニーズを充たすことに焦点を置き、家族ひとりひとりを支援する視点が大切となる

# 多機関連携による支援

ヤングケアラーや家族に関わる機関が個別に支援を行う場合  
ヤングケアラーが直面する多方面の課題を包括して把握し、  
支援するという取組が不足してしまう可能性がある



# ヤングケアラー支援施策の4つの柱

---

1. 早期に発見し、アセスメントを行い支援する

---

2. 学びの機会とその結果を改善する

---

3. 支援ニーズに対応するサービスの開発とそれへのアクセスを保障する

---

4. 自立して社会生活を送れるよう支援する

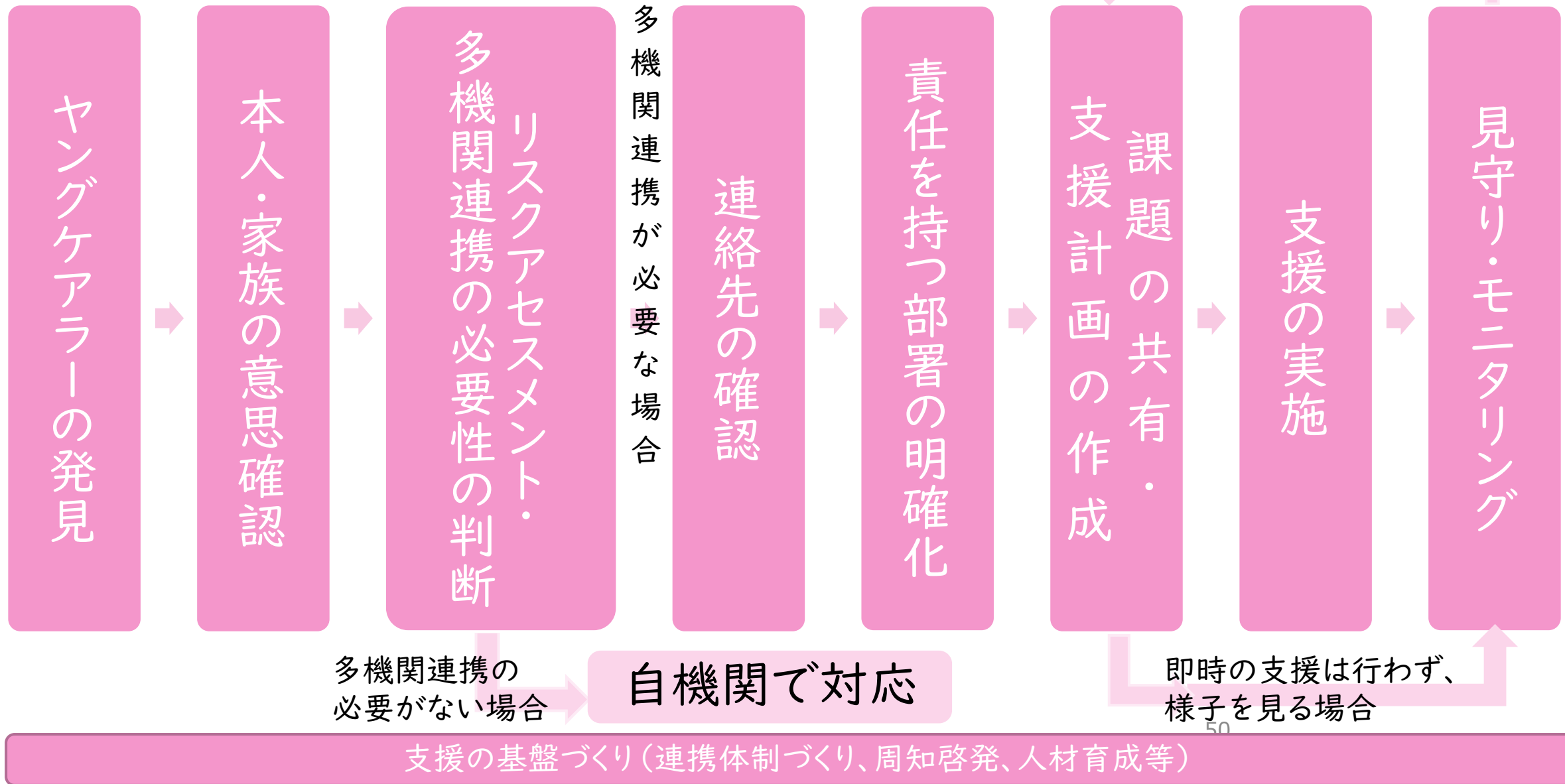
---

・ 日本ケアラー連盟 : <https://carersjapan.jimdofree.com/#youngcarerinfo>



# 学校等関係機関との連携

# 多機関連携によるヤングケアラー支援のフロー



# 連携して行う支援が必要となる場合

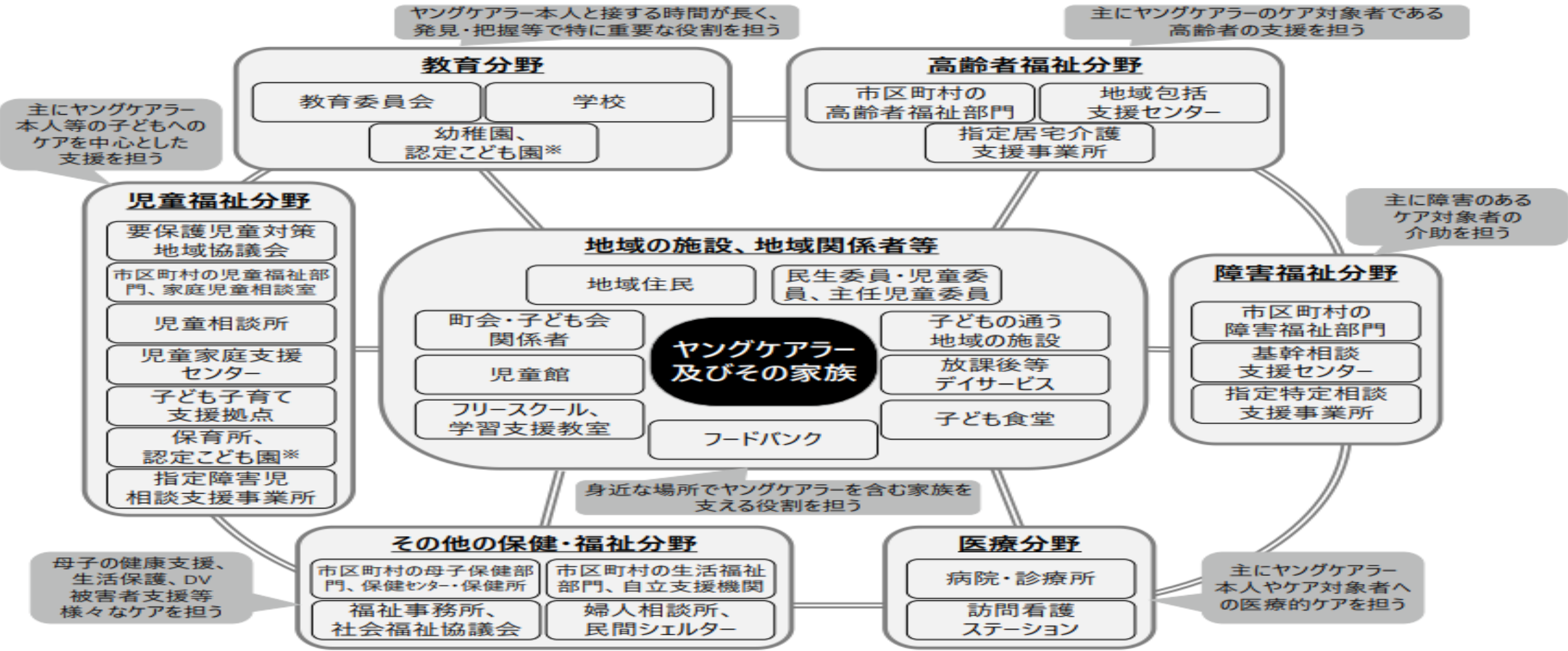
---

ヤングケアラーのおかれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組む

---

自機関・部署で解決できるか否かの判断に迷う場合は、そのままにせず、状況が深刻化する前の段階で、関係機関に対して連携して支援を行う必要性や可能性について相談する

# 関係機関とその役割



\*認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる



# 学校で実施可能な支援内容の例

---

生徒の抱える辛さ、困難さに対して傾聴する。事実を確認し次第、情報を学年間、学校内で共有する。**家庭内における生徒の立場を考慮して対応する等**(教諭)

---

子どもから直接話を聞いたり、**健康状態や日常の学校生活の様子を観察したり**することで、子どもの状態を把握し、**寄り添った支援**を行うこと(養護教諭)

---

家庭への支援(利用可能な制度やサービスの紹介)、**必要な資源へつなぐこと**、学校への支援、**学校への周知啓発**、地域や支援者への周知啓発(SSW)

---

ヤングケアラー自身が、自分自身も大切にしていけるように**心のケア**をしていくこと。保護者の問題のアセスメント、**保護者面接等**(SC)

# ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス(一部)

本人の息抜き  
が必要な場合

居場所の提供(子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等)

ケア対象者のレスパイト入院

子どものレスパイトを目的とした一時的な保護対応

子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)(本人利用等)

経験を共感で  
きる相手を求  
めている場合

**ヤングケアラー同士のピア・サポート**

家族会(障害等により様々に存在)

**オンラインサロン**

心身のケアが  
必要な場合

カウンセリング

養護教諭、学校医による相談対応

医療サービス

# 埼玉県:ヤングケアラーオンラインサロン

目的：ヤングケアラーが気軽に集い、悩みや不安を打ち明けられるようにする

方法：オンライン開催

対象：家族の世話や介助などを行っている高校生

特徴：聞き役として、家族の世話や介助の経験がある大学生が参加

(埼玉県2021より森田が作成)

ここなら話せる  
誰にも話せていない 家族のこと  
ヤングケアラー  
オンラインサロン

Twitter YouTube  
#ヤングケアラーオンラインサロン

「家族のことは学校で話すことじゃないし・・・」 そう思ってたがんばっているあなたへ  
学校でも家庭でもない、もうひとつの居場所

＜開催日程＞  
2021年10月31日(日) | 13:00-15:00  
2021年11月21日(日) | 13:00-15:00  
2021年12月12日(日) | 13:00-15:00  
2022年1月16日(日) | 13:00-15:00  
2022年2月20日(日) | 13:00-15:00  
2022年3月20日(日) | 13:00-15:00

詳しくはWebで

主催：埼玉県福祉部 地域包括ケア課 | 048-830-3266  
運営：一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会  
03-6684-6444 | info@careraction.com

ヤングケアラーオンライン  
サロンのチラシ

©埼玉県

# 生活困窮者自立支援機関との連携が検討された事例

## 【保護者・家族の状況】

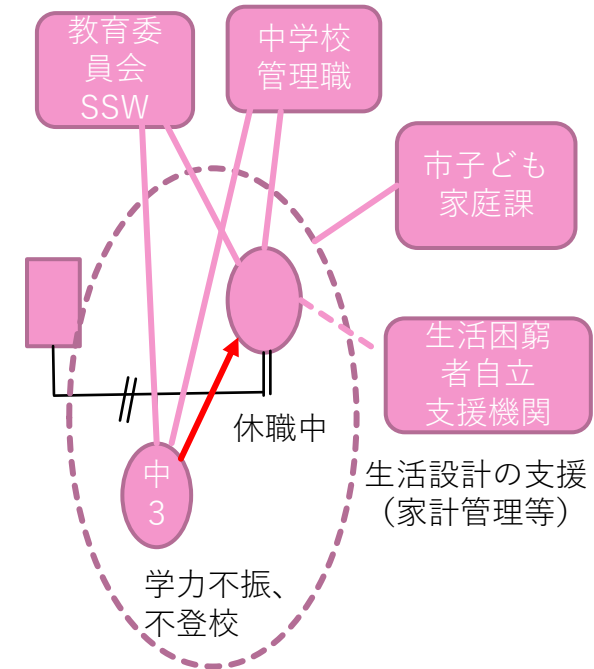
- ・母、本児（中3）の母子世帯
- ・生活保護から派遣社員によるフルタイム就労をするが、オーバーワークにより体調を崩し休職中。治療への焦りから適正なりハビリが行えなくなり、体調が低下する悪循環にある

## 【本児の状況】

- ・母親の世話を行っており、ヤングケアラーの状態になりつつある。本児の学習意欲、学力が積みあがらず、不登校に

## 【本児の状況】

- ①学校より依頼を受けたSSWが母親の支援ニーズに関して、アセスメントを実施
- ②母の休職により経済的課題等の状態にあることから、管理職等と協議し、市町村の子ども福祉課につなぐ
- ③ヤングケアラーの状態となっていることから、学校から子育て支援課に通告、受理される
- ④子ども福祉担当課が学校とケース会議を実施。母への生活支援が必要と考えられ、長期的に生活困窮者自立制度による生活設計（家計管理等）を検討
- ⑤母への生活支援を行うことで、本児の進路指導への道筋を立てる





自立相談支援機関に  
求められること

# 自立相談支援機関の役割

---

生活困窮世帯を担当し、関連部署と連携して世帯全体を支援する

---

生活困窮世帯にいるヤングケアラーを把握する

---

若者ケアラーへの自立支援

# ヤングケアラーの把握

---

いかにしてヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援につなげていけるかが問われている

---

ヤングケアラーの存在に気づくためにまず必要なことは、様々な機関・部署の担当者が、「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたること

---

ヤングケアラーではないか?と気づくきっかけの例

- ・家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある（担当職員による対応時等）
- ・家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる

（トーマツ2022）

# 初期相談における家族に関する質問

---

以下の質問によって、個人の生活を支えている重要な人や 家族の責任を特定する

---

- ・あなたの家にはあなたの他に誰がいますか？
- ・誰があなたのサポートを手伝ってくれますか？
- ・その人の他に、あなたが生活を送る上で重要な人は誰ですか？
- ・あなたがサポートや世話をしている人はいますか？
- ・家族の中に子供がいますか？
- ・子育ての役割についてサポートが必要な養育者がいますか？

# 相談窓口を明確化する工夫

ヤングケアラーと家族の多様で複合的なニーズをワンストップで**包括的に受け止める**相談支援体制や、**相談窓口の明確化**や見える化が必要

- ・本人・家族向け

何かあれば相談に乗るということを日頃から伝えておく

- ・地域関係者向け

自治体内におけるヤングケアラー相談窓口の明確化が強く望まれる



(©厚生労働省)

# 気にかけて、寄り添う

---

本人や家族に自覚がない状態では、自らサポートを求めることは難しい

---

子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点をもちにくい。自分の担う家庭内の役割が他と異なることに気づきにくい

---

話を聴いてもらえる機会や、話を聴いてもらえるという発想自体を持ち合わせていない可能性もある

---

本人のことを気にかけて、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聴く等して本人を支える

# プライバシーへの配慮

---

家庭のことを知られたくないと思っていることも多い (トーマツ2022)

---

話したことが家族に伝わることを心配している場合もある

---

ヤングケアラーが個別に話すことができる環境をつくる

---

本人の意思を確認することなく、本人からの相談内容を家族に伝えることは原則的にしない

# ケアをしていることを否定しない

---

本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという思いがあることも少なくない

---

ケアをしていることを否定されると、自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある



# ケアをすることの良い面への理解

---

ケアをしている状況について可愛そうと憐れまれることを嫌がる場合もある

---

家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等のよい側面もあり、単純に悪いことと思われたくない

(トーマツ2022)

---

\*過度に美化されると、相手の期待に沿えないことなどに負担を感じることもある

# 家族を責めない

---

ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で**家族が責められること**で本人も傷つく可能性がある

ヤングケアラーが  
自身の潜在能力を最大限開花させる  
ことのできる社会の実現に向けて

# 参照文献

- 一般社団法人日本ケアラー連盟(2022)『DVDヤングケアラーの理解と支援のために(研修動画)』
- 厚生労働省(2018)『市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～』
- 厚生労働省(2020)『2019年国民生活基礎調査の概況』
- 厚生労働省・文部科学省(2021)『ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告』
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2020)『ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書(令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)』
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)』
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課(2020)『令和元年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集1』
- 日本総研(2022)『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)』
- 労働政策研究・研修機構(2022)「図12 専業主婦世帯と共働き世帯」
- 埼玉県(2021)「資料4 教育委員会におけるヤングケアラー支援施策」『ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム 第2回会議資料』
- 総務省(2018)「平成29年就業構造基本調査」
- 総務省(2022)「第12-1表」及び「第12-4表」『令和3年社会生活基本調査—生活時間及び生活行動に関する結果』
- トーマツ(2022)『多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究報告(令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業)』